

傍聴に関する留意事項

1 傍聴者の遵守事項

- (1) 審議会等の会議開会中は、発言を控え、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 審議会等の長の許可なく、会場の模様を撮影し、又は録音しないこと。
- (3) 会場において、飲食、喫煙等をしないこと。また、携帯電話を使用しないこと。
- (4) その他委員会の支障となる行為をしないこと。

2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、審議会等の会議を傍聴するに当たって、審議会等の長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記1の規程に違反したときは、退室していただくことがあります。